



島根県報

令和4年5月17日（火）

第 311 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

身体障害者福祉法の規定による医師の指定	（障がい福祉課）	2
土地改良区の役員の就任及び退任の届出	（農 村 整 備 課）	2
保安林の指定施業要件の変更（2件）	（森 林 整 備 課）	3
森林法第189条の規定による告示及び掲示	（ " ）	6
指定漁船調書の縦覧	（水 産 課）	6
道路法に基づく境界地の道路管理協定の一部変更	（道 路 維 持 課）	6

【正 誤】

令和4年3月18日付け島根県報第295号中	（企業局経営課）	7
-----------------------	----------	---

告 示**島根県告示第409号**

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和34年島根県規則第17号）第2条の規定により告示する。

令和4年5月17日

島根県知事 丸 山 達 也

医師の氏名	診療科目	従事する医療機関		指定年月日
		名 称	所 在 地	
芦村 龍一	腎臓内科	島根大学医学部附属病院	出雲市塩冶町89-1	令和4年4月28日
岡本 直記	眼科	隠岐広域連合立隠岐病院	隠岐郡隠岐の島町城北町355	令和4年4月28日
保坂 聖一	整形外科	公立邑智病院	邑智郡邑南町中野3848-2	令和4年4月28日
星野 祐輝	腎臓内科	島根大学医学部附属病院	出雲市塩冶町89-1	令和4年4月28日
神原 瑞樹	脳神経外科	島根大学医学部附属病院	出雲市塩冶町89-1	令和4年4月28日

島根県告示第410号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第18項の規定により告示する。

令和4年5月17日

島根県知事 丸 山 達 也

安来市土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

理事

- 田中 武夫 安来市清井町632番地
- 岩田 繁樹 安来市広瀬町石原294番地
- 佐々木吉茂 安来市伯太町西母里1377番地
- 永田 正満 安来市赤江町557番地
- 野坂 赴 安来市安来町485番地
- 廣野 直行 安来市切川町1055番地
- 金山 昇 安来市荒島町1102番地
- 中村 健二 安来市飯梨町309番地
- 佐伯 克己 安来市赤崎町534番地 1
- 三徳 伸吉 安来市大塚町261番地
- 岩崎 勉 安来市島田町1775番地
- 池田 功一 安来市広瀬町下山佐385番地 1
- 堀江 茂之 安来市広瀬町西比田509番地 6
- 野島 忠昭 安来市広瀬町布部1867番地
- 船越 健記 安来市伯太町安田中486番地
- 塩見 秀雄 安来市伯太町峠之内712番地
- 細田 昇 安来市伯太町赤屋389番地 1

監事

永井 功輝 安来市広瀬町東比田335番地 3
岩見 良 安来市伯太町上十年畑596番地
内田 修次 安来市赤江町1435番地
勝部 聡子 松江市下東川津町214番地12

2 就任年月日

令和4年4月1日

3 退任した役員の氏名及び住所

理事

田中 武夫 安来市清井町632番地
岩田 繁樹 安来市広瀬町石原294番地
佐々木吉茂 安来市伯太町西母里1377番地
永田 正満 安来市赤江町557番地
野坂 赴 安来市安来町485番地
廣野 直行 安来市切川町1055番地
金山 昇 安来市荒島町1102番地
中村 健二 安来市飯梨町309番地
作野 幸憲 安来市沢町85番地 2
藤田 行弘 安来市上吉田町132番地
岩崎 勉 安来市島田町1775番地
池田 功一 安来市広瀬町下山佐385番地 1
堀江 茂之 安来市広瀬町西比田509番地 6
野島 忠昭 安来市広瀬町布部1867番地
船越 健記 安来市伯太町安田中486番地
塩見 秀雄 安来市伯太町峠之内712番地
野々村正司 安来市伯太町赤屋516番地

監事

永井 功輝 安来市広瀬町東比田335番地 3
佐伯 克己 安来市赤崎町534番地 1
仲佐 正志 安来市荒島町1620番地 1
岩見 良 安来市伯太町上十年畑596番地

島根県告示第411号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和4年5月17日

島根県知事 丸 山 達 也

1 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

浜田市（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 次の森林については、主伐は、択伐による。

浜田市（次の図に示す部分に限る。）

(4) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(6) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

浜田市（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐は、択伐による。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(6) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第412号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和4年5月17日

島根県知事 丸 山 達 也

1(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

浜田市（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

水源の涵養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(6) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

浜田市（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 次の森林については、主伐は、択伐による。

浜田市（次の図に示す部分に限る。）

(4) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(5) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(6) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

浜田市（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐は、択伐による。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

4(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

浜田市（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

風害の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐は、択伐による。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

5(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

浜田市（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

魚つき

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第413号

令和4年島根県告示第269号で指定施業要件の変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を浜田市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

令和4年5月17日

島根県知事 丸 山 達 也

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保 安 林 の 所 在 場 所	不明である通知の相手方
浜田市国分町1970、1970-2	大年神社 代表役員 牛尾 禊

島根県告示第414号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

令和4年5月17日

島根県知事 丸 山 達 也

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名

松江市島根町野波3618 小野清文

〃 野井254 小灘初務

〃 加賀75-1 品川定弘

(2) 加入区

島根町加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

漁業協同組合 J F しまね

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

告示の日から15日間

(2) 縦覧場所

漁業協同組合 J F しまね

島根県告示第415号

道路法（昭和27年法律第180号）第19条第1項の規定により、境界地の道路の管理の方法について変更協議が成立したので、同条第5項の規定に基づき告示する。

令和4年5月17日

島根県知事 丸 山 達 也

1 道路の種類及び路線名

一般国道431号

2 道路の区間

島根県松江市美保関町森山1570番2地先から鳥取県境港市昭和町9番11地先まで

3 関係道路管理者の氏名及び住所

鳥取県 鳥取県知事 平井伸治

鳥取県鳥取市東町1丁目220番地

4 管理の方法の一部変更

平成14年島根県告示第666号4の(2)中「甲及び乙が日本道路公団から管理を引き継いだ日から平成17年3月31日までの間は甲が」を「令和5年3月31日までは乙が」に、「3年」を「5年」に改める。

正

 誤

令和4年3月18日付け島根県報第295号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
30	上から5	規則	規程